

7. 重点業種企業力向上支援事業(No.8)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 20 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ② 重点業種の振興					
事業の目的	県内企業の脆弱な財務体質等に鑑み、企業力の向上に取り組む県内企業に対し、技術力、生産力、販売力並びにこれを支える人材の育成、セミナーの開催等を実施し、重点業種への新規参入、取引拡大を誘発する機会を創出する。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			5,251	2,617	2,635
	決算			2,314	2,163	2,079
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	2,079	2,079	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	2,079	2,079	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
報償費	モノづくり企業の 経営改善活動支援 講師謝金	ものづくりセミナー講師 謝金	㈱トヨタ車体研 究所	756
旅費	モノづくりフェア 他旅費	出張旅費ほか	県職員他	851
その他	需用費・役務費・ 使用料及び賃借料			472
	計			2,079

(3) 監査結果及び意見

1) 報償費

① モノづくり企業の経営改善活動支援のセミナーの管理方法（意見）

a. 現状

重点業種企業力向上支援事業の決算額 2,079 千円のうち、756 千円がセミナーの開催に係る費用である。

ここ数年間はトヨタ生産方式に関するセミナーが年 2 回（各々 5 コマ各回午前 9 時～午後 5 時）、開催されている。

受講生のアンケート結果等を見ると「役にたった」「参考となった」との意見が多く、事業目的である「企業力の向上に取り組む県内企業に対し、技術力、生産力、販売力並びにこれを支える人材の育成」に大いに役立っているセミナーといえる。平成 27 年度以前の場合、セミナーは 20 名の定員募集に対して 10 名を若干上回る程度の応募状況でここ数年定員割れの状態で推移している。なお、平成 28 年度 10 月実施分より定員を 10 名に削減している。

b. 問題点

■ セミナーの周知方法

参加者の人数が伸びない原因としては、当該セミナーの周知不足が考えられる。現状、県は以下のような周知の方法を採用している。

- | |
|--|
| 1 かごしまモノづくり推進協議会会員へのメール送付
2 かごしま産業支援センター及び工業技術センターのメールマガジンの利用
3 鹿児島県ホームページへの掲載 |
|--|

このうち県が積極的に働きかけを行った周知方法として「1 かごしまモノづくり推進協議会会員へのメール送付」があるが、当該かごしまモノづくり推進協議会からの参加も平成 27 年度は 16 社中 5 社にとどまっている。

なお、かごしまモノづくり推進協議会は自動車・電子関連産業が対象であり重点産業分野のうち、食品がカバーされていない。また、当該事業目的は「重点業種への新規参入、取引拡大を誘発する機会を創出」とあることから重点業種のみを対象者へ特化する必要はないと思われる。

参考

かごしまモノづくり推進協議会

鹿児島県の自動車・電子関連産業の振興を図るため、該当する企業の従業員等の資質の向上、販路開拓、企業間における連携の促進等の取組を行い、企業の開発能力の向上や新たなビジネスチャンスの拡大に努めるために鹿児島県が主体となり設置した会議体(平成 28 年 11 月 22 日現在 74 社が正会員として登録)

公益財団法人かごしま産業支援センター

地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業を行うことにより、本県産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的として昭和 44 年に設立

工業技術センター

鹿児島県内企業の技術の拠りどころとして、技術支援と研究開発を通じて企業活動を支援するために大正 12 年に設けられた鹿児島県の施設

周知方法として採用している鹿児島県ホームページへの掲載は県民に広く知らしめる手段ではあるものの、他の分野も含めて掲載量は膨大であり、ある意味目的意識がある企業（研修の申込書をホームページ上から入手）を除き、研修の存在を広く知らしめることは不可能と予想される。また平成 27 年度の第 2 回案内は平成 27 年 11 月 25 日にホームページ上情報更新され申込期日が平成 27 年 12 月 11 日必着と周知期間が短くなっている（平成 28 年度はホームページ上の情報更新は平成 28 年 9 月 8 日、申込期日が平成 28 年 10 月 11 日必着と周知期間の改善が図られている）。

■ 受講者からの情報収集不足

セミナー終了後の受講者の感想や今後の参考意見は聴取し分析も実施しているが、受講者が当該セミナーの開催を知ることとなったきっかけやセミナーへの要望等の情報が入手されていない。

c. 改善案

事業目的にある「企業力の向上に取り組む県内企業」が対象であることを考慮しセミナーをさらに活性化させる必要がある。

そのためには、募集方法を工夫し広くやる気のある県内企業が知りうる状況にするとともに開催場所やテーマについても毎回見直しを行うなど、参加者にとってさらに有益なセミナーとする検討を行う必要がある。

セミナーを今以上に活性化することは県内企業の企業力向上のため有効かつ効率的な手段といえる。

8. 工業技術センター試験研究事業(No.10)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 62 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ③ 重点業種の振興					
事業の目的	<p>[1] 研究開発企画調整事業 研究開発推進会議等の開催、研究交流推進事業、特許出願等により、研究部門の総合的な企画調整を行い、当センターの試験研究開発の充実を図る。</p> <p>[2] 工業技術支援事業 地域企業等への技術情報の提供、人材育成、依頼分析、技術指導等を行うことにより、技術開発や新製品開発を支援する。</p> <p>[3] 研究事業 工業基盤技術研究事業（10テーマ実施）、地域資源の高度利用研究事業（3テーマ実施）、生産・加工システム開発研究事業（4テーマ実施）、バイオ・食品開発研究事業（3テーマ実施）、環境・生活・デザイン技術開発研究事業（2テーマ実施）、九州・山口各県工業系公設試連携促進事業（2テーマ実施）</p> <p>[4] 鹿児島・神奈川工業技術交流事業 鹿児島県工業技術センターと神奈川県産業技術センターの業務（技術相談や情報提供などの技術支援や、研究の管理運営）や保有技術・研究課題の調査を行い、人材交流（派遣・招へい）や、連携可能な分野における共同研究の実施を通じて、中小企業支援の高度化を図る。</p> <p>[5] 公募提案型受託研究事業（9テーマ実施） 公簿事業等の外部資金を積極的に導入し、実用化、産業化を目指した産学官共同研究に取り組む。</p> <p>[6] 研究機器整備事業 試験研究機能の強化・充実及び県内企業の技術開発力の向上を図る。</p> <p>[7] かごしまの地域資源シラスを活用した産業支援事業 地域資源であるシラスの全量をコンクリートの材料として活用する技術の特許を取得し、その実用化を図るための実証試験を行うための機器を整備する。</p>					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉦業費	目	工業技術センター費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			97,596	114,462	203,523
	決算			96,306	111,332	202,145
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	45,192	156,952	202,145	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		330	8,160	193,654	202,145	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
負担金	平成 27 年度年会費	全国食品関係試験研究場所長会	30
	その他 22 件		300
合計			330

2) 委託料

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
電子線プローブマイクロアナライザ保守点検業務委託 (シラス研究開発室)	機械の正常な運転を維持するために必要な保守点検の実施	(株)オーケー社鹿児島	2,592
FE-SEM装置保守点検業務委託 (シラス研究開発室)	機械の正常な運転を維持するために必要な保守点検の実施	(株)オーケー社鹿児島	1,562
その他			4,005
計			8,160

3) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
使用料 及び賃 借料	CAD・CG システム のリース料	CAD・CG システム (ソフトウェア とハード) のリ ース	三菱 UFJ リース(株)	4,907
	機械系 CAD システ ムのリース料	設計構造解析シ ステムと塑性変 形解析システム (ソフトウェア とハード) のリ ース	芙蓉総合リース(株)	2,974
	その他			9,818
	小計			17,699
備品購 入費	固液分離装置	食品化学部機械 設備購入	宝来メディック(株)	1,188
	3次元造形装置	生産技術部機械 設備購入	(株)オーケー社鹿児島	6,156

節	摘要	内容	支出先	支出額(千円)
	蒸気吸着測定装置	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	ヤマト機販(株)	17,258
	側方照射型軟X線装置	生産技術部機械設備購入	コムスキャンテクノ(株)	22,140
	二段式エアテーブル	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	ヤマト機販(株)	26,784
	ローラーミル粉砕装置	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	(株)オーケー社鹿児島	22,356
	ローラーミル分級装置	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	(株)オーケー社鹿児島	26,438
	その他			2,830
	小計			125,151
その他				50,804
計				193,654

(3) 監査結果及び意見

1) FE-SEM装置保守点検業務委託及び電子線プローブアナライザ保守点検業務委託

① 委託業務契約書業務仕様書への記載の必要性（意見）

a. 現状

「FE-SEM装置保守点検業務委託」及び「電子線プローブアナライザ保守点検業務委託」においては、定期点検、簡易点検をそれぞれ年に1回ずつ実施している。

それぞれの委託契約書に添付されている業務仕様書のうち「保守の内容」の記載事項を比較すると次のとおりである。

項目	FE-SEM装置 保守点検業務委託	電子線プローブアナライザ 保守点検業務委託
定期点検	正常な運転を維持するために必要な点検、調整、注油等、装置の整備を原則として年1回実施する。	正常な運転を維持するために必要な点検、調整、注油等、装置の整備を原則として年1回実施する。
簡易点検	正常な運転を維持するために必要な点検、調整を原則として年1回実施する。	記載なし
交換部品	R.Pのオイル、オイルミストトラップ及び絞りの交換を年1回実施する。	記載なし
調整	真空ポンプの真空排気操作の確認及びオイルの交換を年1回実施する。 鏡筒、試料室の真空度、仕切弁の動作確認を年1回実施する。 鏡筒内のノイズキャンセラー、対物レンズ、検出器の動作確認、クリーニングを年1回実施する。 試料ステージ、電子銃、焦点補正及び動作確認を年1回実施する。 制御システム、安全機構の動作確認を年1回実施する。	記載なし
故障修理	故障トラブルの対応について、委託者の要求により契約期間内において随時対応することとし、全て無償とする。ただし、故障において部品交換が必要な場合はエミッタについては1本までは無償とするが、その他の部品については10万円以上は有償とする。	委託者の要求により契約期間内において随時対応することとし、故障修理のトラブル対応について、全て無償とする。但し、故障における交換部品については、部品代が6万円以上及びユニット修理代が20万円以上は有償とする。

点検報告書の内容は以下のとおりである。

項目	FE-SEM装置 保守点検業務委託	電子線プローブアナライザ 保守点検業務委託
簡易点検	平成 28 年 3 月 22 日 本体装置清掃点検及び動作確認 鏡筒、試料室 動作確認 真空排気系 動作確認 基本動作及び基本画面確認	平成 28 年 1 月 21 日 本体装置清掃点検及び動作確認 電子線分光器キャリブレーション 試料室の点検整備 EDS キャリブレーション及び分解能確認 動作確認（標準試料での測定作業）
保守点検	平成 27 年 9 月 10 日～9 月 15 日 1. 本体装置清掃点検及び動作確認 2. 筒鏡及び試料室点検整備 ノイズキャンセラー交換、対物レンズ絞り交換、シンチレータチップ交換、資料交換棒交換 3. 真空排気系及び冷却系点検整備 真空ポンプ点検整備（オイル交換、ゴムホース交換、オイルミストトラップ交換）、チラー点検 4. 電源ユニット及び操作パネル点検整備 バックアップ用バッテリー交換 5. 基本動作及び基本画面確認	平成 27 年 7 月 28 日～7 月 30 日 1. 本体装置清掃点検及び動作確認 電子線分光器キャリブレーション 2. 真空排気系の点検整備、真空排気速度、真空度確認 3. 電子線分光器及び鏡筒の点検整備調整 対物レンズ絞り、OM ガラス、OM パイプ、PCD 部交換及び分光器、ライナーチューブ点検整備 4. 試料室の点検整備 5. 動作確認（標準試料での測定作業）

b. 問題点

上記の同様の保守点検委託においては、仕様書の記載内容に大きな差が生じている。FE-SEM装置保守点検業務委託については、仕様書の「保守の内容」に「定期点検」「簡易点検」「交換部品」「調整」「故障修理」の記載があるものの「電子線プローブアナライザ保守点検業務委託」においては、具体的な保守点検内容の記載がなく簡略的なものとなっている。少なくとも報告書に記載されている点検内容があらかじめ仕様書に記載がされなければ、必要な保守点検を実施したかどうかの検査確認ができない。委託した保守点検業務の有効性を適正に評価できないまま支出するおそれがある。

c. 改善案

工業技術センターで使用する機械設備は産業の振興に寄与する資産であるため、日常の保守点検等の管理が重要である。このような委託業務において有効に実施させるため、委託する保守点検業務を双方合意の上、契約書及び仕様書で明確にしておくべきである。

具体的には仕様書の中に「定期点検」「簡易点検」「交換部品」「調整」等についての具体的な作業内容を仕様書に含めるべきである。

② 検査調書の記載誤り（結果）

a. 現状

鹿児島県契約規則第 36 条第 3 項及び第 47 条によると、契約担当者は、検査を完了したときは、当該検査の結果（契約の内容に適合した給付がなされていないときは、その旨及び状況並びに契約の相手方にとるべき措置とする。）を検査調書により、速やかに契約の相手方に通知するものとする、とされている。検査調書の様式は以下のとおりである。

検査調書			
契約の目的	〇〇委任契約	主務課（事務所）名	〇〇課
契約履行の場所	〇〇市〇〇町		
契約の相手方	鹿児島市〇〇町〇番地		
住所	株式会社〇〇		
氏名	代表取締役〇〇〇〇		
契約年月日	平成〇年〇月〇日		
履行期限	平成〇年〇月〇日		
契約金額	一金〇〇〇〇円也		
監査所見 （手直指示）	契約どおり履行されていることを確認します。 合格		
上記のとおり検査を完了しました。			
平成〇年〇月〇日			
検査員職氏名 主査 〇〇〇〇 ㊟			
立会者職氏名 主査 〇〇〇〇 ㊟			
鹿児島県知事 〇〇〇〇殿			

平成 27 年度の「FE-SEM装置保守点検業務委託」については、以下のような誤りがあった。

委託契約	項目	現状（誤り）	正しい内容
FE-SEM装置保守点検業務委託	契約の目的	電子線プローブアナライザ保守点検業務委託	FE-SEM装置保守点検業務委託

また、検査調書は支出命令票の添付書類であり、支出命令票には 8 名の職員の印章も押印されている。このように多くの職員に閲覧され、さらに出納員の審査・決裁も受けたにもかかわらず、記載誤りが発見されなかったということは、検査に関する書類及びそれに伴う支出のチェック体制が機能していなかった。

b. 問題点

委託業務における事務手続のフローの中で、検査及びそれに伴う支出の審査は、委託業務の有効性を評価し、その後に支出の妥当性を担保する重要な手続であるにもかかわらず、機能していなかった。このチェック体制が機能しなければ、重大なミスにつながる危険性がある。

c. 改善案

明確化されている権限と職務分掌に則り、それぞれの役割が形骸化しないように、支出根拠に対する確認作業の重要性についての周知徹底が必要である。

2) リース契約

① 入札者指名推薦の選定基準と入札方法（意見）

a. 現状

工業技術センターにおけるリース契約の指名競争入札にあたって、CAD・CGシステムのリース及び機械系 CAD システムの入札者指名推薦の選定基準はそれぞれ次のとおりである。

CAD・CG システム	機械系 CAD システム
1. 県（管理調達課）の競争入札参加者の登録業者	1. 県（管理調達課）の競争入札参加者の登録者であること
2. 鹿児島県内に事業所等をおく、コンピュータ関連機器のリース業務を行っている企業	2. OA 機器賃貸業務を行っており、九州管内に事業所があること
3. 過去に契約実績のある企業	3. 過去に契約・指名実績が有り、CAD ソフトウェア等の取扱いがある企業であること

これらの指名推薦を受けた業者及び辞退した業者等は次のとおりである。

	CAD・CG システム	機械系 CAD システム
指名業者数	7 社	10 社
辞退者数	3 社 辞退の理由 ・都合により辞退	7 社 辞退の理由 ・都合により辞退 ・仕様書に対応できない ・期限内納品困難
入札参加者数	4 社	3 社

これらの入札が行われた結果、以下のリース契約が締結されている。いずれも現物を視察した結果、業務に使用されており、遊休状態ではなかった。また、賃貸借契約書によれば、いずれもリース契約満了後に工業技術センターへ所有権が移

転すると定められている。

	CAD・CG システム	機械系 CAD システム
リース料	総額 24,538,500 円 年間 4,907,700 円	総額 11,897,280 円 年間 2,974,320 円
リース会社	三菱 UFJ リース(株)	芙蓉総合リース(株)
契約時期	平成 24 年 7 月 27 日契約 (リース期間：平成 24 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)	平成 26 年 4 月 25 日契約 (リース期間：平成 26 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日)

b. 問題点

■ 入札者指名推薦の選定基準

同種のシステムのリース契約であるのに、入札者指名推薦の選定基準が異なっているという問題がある。入札者指名推薦の選定基準が契約あるいは部局毎に異なれば、入札者が公平に指名されないおそれがあるほか、場合によっては入札者を恣意的に指名できる可能性も出てくるため、公正かつ公平な入札という目的を有効に達成できない恐れがある。

また、入札者の指名推薦の条件に、いずれも鹿児島県との契約実績があることが含まれているが、この条件では新規業者の入札への参加は不可能である。したがって、参加業者が著しく制限され、公正かつ公平な入札が阻害されている。

■ 入札方法

入札業者が多いほど公正な取引及びより低額での契約が締結できる可能性があるが、機械系 CAD システムでは指名された 10 社のうち、7 社が辞退しており、指名方法に何らかの問題があったのではないかと考えられる。

例えば、機械系 CAD システムでは、設計構造解析システム（ソフトウェアとハードウェア一式）と、塑性変形解析システム（ソフトウェアとハードウェア一式）の 2 つを 1 つのリース契約として入札にかけているが、入札の対象となるシステムが多いことで、対応可能な業者が限定された可能性がある。これにより、入札による効率的かつ経済的な調達という目的が阻害されている可能性がある。

c. 改善案

■ 入札者指名推薦の選定基準

入札者指名推薦の選定基準は、公平な指名を行うために、少なくとも契約目的が同じ分類のものは、県として統一すべきである。

また、選定基準から「過去に契約実績のある企業」と「過去に契約・指名実績が

有り、CAD ソフトウェア等の取扱いがある企業であること」という条件は廃止し、より公正かつ公平な入札により適正価格での契約が締結できるようにすべきである。

■ 入札方法

入札にあたっては、リース契約を分割して入札にかけることにより、県内の業者も含めて対応可能な業者が増える可能性がある。機械系 CAD システムの場合は 2 つのシステムから構成されていたため、システム毎に入札を行うことは可能であった。

ただし、工事の分割発注で一般的に言われるように全体の契約金額が増加する場合も考えられる。分割発注のデメリットと、メリット（入札参加者数の増加、県内業者の保護）を比較考量して、リース契約においても分割発注を選択できるように入札事務の見直しを検討する必要がある。

3) 重要物品の管理

① 管理台帳の記載内容の見直し（意見）

a. 現状

工業技術センターは研究開発・技術支援に対応するために必要となる様々な機械設備を保有している。

管理の必要上、工業技術センターは鹿児島県が規定する物品管理の方法に則り、1,000 千円以上の設備機器については重要物品原票を使用している。

さらに平成 26 年度以降の購入重要物品については写真も添付し、現物の利用状況の把握を行うこととしている。

b. 問題点

研究設備という特性を考えた場合以下のような問題点がある。

■ 物的保全のための情報不足

管理台帳では、機械設備等を物的に保全するためのメーカー保証期間、損害保険の加入状況等の情報が不足している。

■ 修繕状況等の情報不足

管理台帳では、修繕状況を入力する箇所はあるものの年度と修繕料のみの記載に限定されており、機械設備の修繕状況に関する詳細な情報（修繕箇所、実施年月日、修繕業者等）が不足している。

■ 定期的に実施している現物確認の情報不足

機械設備は定期的な状態確認（使用できるのか、使用に制約がないか、実在するのか等）が必要となるにもかかわらず、これらの情報が管理台帳上把握されていない。

c. 改善案

問題点で記載した以下の項目は解消するため固定資産管理台帳の様式を検討しなければならない。

- ・ 物的保全のための情報不足
- ・ 修繕状況等の情報不足
- ・ 定期的に実施している現物確認の情報不足

各機械設備の実在性を確認した結果、保守点検のための必要情報を固定資産管理台帳に反映させる必要がある。現状の県の固定資産管理台帳様式では、十分な情報が把握できない。そのため、必要な情報を網羅した様式への変更を検討しなければならない。

一例を挙げると以下のような項目が考えられる

固定資産管理として必要な様式項目	現状の様式	あるべき様式
所属名	工業技術センター	使用している部署の記載が必要
名称	記載あり	記載が必要
取得年月日	記載あり	記載が必要
購入先	記載あり	記載が必要
取得価額	支出負担行為単位で記載 (例：支出単位として機械設備を記載しているため、〇〇設備一式との記載もある)	使用する機能単位毎での記載が必要 (例：モデル型材料試験等品質検証用機器一式 11,409 千円との記載があるが将来の交換修繕等の単位を想定し切断等材料処置部分と計測測定装置部分等の明細記載が必要)
連絡先	—	機械設備の特性に応じ連絡先（故障時、付属品関連）の記載が必要
保証期間	—	無償保証期間、有償保証期間、保証部位等の記載が必要
付保状況	—	損害保険等の付保の必要性、保険等に入っている場合の期間、保険会社の連絡先等の記載が必要

固定資産管理として必要な様式項目	現状の様式	あるべき様式
写真	平成 26 年からの取得分については作成	使用状況を確認する意味で必要 平成 25 年以前のものについても現状の状態確認が必要 使用状態が変更した場合は状況確認の意味で新規写真が必要
修繕状況	年度と金額を記載する欄あり	機械設備のどの箇所に修正を行い、金額がいくらであったのか、どこに修繕を依頼したのかの情報記載が必要
実査確認日	—	現物確認を行った場合、その日付の記載が必要
貸与の状況	—	長期貸出等について相手先保管場所等を記載が必要
除却・売却	—	除却・売却の事実（年月日）を明らかにし、現有台帳から除却売却済固定資産台帳への移行が必要
その他	—	機械設備の特徴に合わせた記載事項が必要（改良の有無他）

② 機械設備の現物把握（結果）

a. 現状

工業技術センターにおいては出納局会計課より購入額が3百万円以上のものについて、状況調査の指示がなされ、使用状況などの調査を行って現況を報告し、その内容によっては除却等の対応がなされる。

また、機械設備については毎年度、稼働日数状況を集計し使用状況を把握している（以下「機械等の稼働状況調べ表」という）。

b. 問題点

各単年度の「機械等稼働状況調べ表」を複数年度で比較し、使用実績や所有目的等を検討した結果、以下のような問題点が散見された。

■ 使用不可の機械設備（3年以上使用実績なし）

平成25年度から平成27年度において使用実績が全くない機械設備が散見された。

以下は調査依頼時に現存するが使用できないもののリストである。

	部署	物品名	取得年月	取得価額 (単位：千円)	使用実績が ゼロとなった 開始年度
1	企画支援部	CD-ROM 公報編集システム	平成9年3月	2,060	平成22年度
2	企画支援部	MSプリンター	昭和62年12月	1,080	平成25年度
3	食品化学部	微量成分濃縮導入装置	平成6年11月	5,871	平成18年度
4	生産技術部	深絞り試験機	昭和58年12月	8,050	平成23年度
5	生産技術部	ビスコメーター	昭和59年11月	3,361	平成24年度
6	生産技術部	アーク溶射装置	平成3年3月	1,545	平成23年度
7	生産技術部	側方照射型軟X線装置	平成15年3月	1,538	平成22年度
8	生産技術部	3次元プリンター	平成15年9月	10,164	平成24年度
9	地域資源部	高周波加熱機	昭和48年10月	1,650	平成22年度
10	地域資源部	木材乾燥実験装置	昭和63年12月	8,300	平成22年度
11	地域資源部	表面粗さ測定機	昭和64年1月	1,650	平成24年度
12	企画支援部 (大島紬部)	クリーンベンチ	平成元年9月	1,421	平成24年度
13	企画支援部 (大島紬部)	分光反射率計	平成元年10月	7,004	平成24年度
14	企画支援部 (大島紬部)	カラーキッチン	平成3年10月	11,000	平成25年度
15	企画支援部 (大島紬部)	分光光度計	平成4年11月	2,678	平成25年度
16	企画支援部 (大島紬部)	パーソナル・コンピュータ	平成8年3月	1,180	平成24年度
17	企画支援部 (大島紬部)	二次元測色システム	平成14年1月	7,192	平成25年度

■ 使用不可の機械設備（直近3年間での使用実績有り）

直近3年間での使用実績があるものの使用頻度が平成27年度に大きく減少しているものがあつた。その使用頻度減少の理由として「修理不能」をあげている以下の機械設備があつた。

	部署	物品名	取得年月	取得価額 (単位：千円)
1	生産技術部	オシロスコープ	昭和62年11月	1,352
2	生産技術部	雷サージ許容度試験機	平成2年3月	2,999
3	生産技術部	画像処理装置	平成6年1月	8,394
4	生産技術部	高速度カメラシステム	平成12年10月	3,276
5	生産技術部	熱伝導率測定装置	平成13年2月	7,455
6	生産技術部	偏加重評価等計測表示用機器一式	平成15年3月	3,087

■ 直近3年間での使用実績はあるものの新製品に代替された機械設備

使用頻度が大きく減少しているものの中には、その理由として「一部の機能が他の機器で簡便に測定可能」つまり新製品に代替された機械設備があつた。

	部署	物品名	取得年月	取得価額 (単位：千円)
1	生産技術部	測色色差計	昭和57年10月	2,375

■ 同一部署で複数台所有している機械設備

同一部署で複数の同種機械設備を所有することの合理性を検討したところ、使用頻度が極端に低い設備や除却処理が漏れている設備が存在した。

使用頻度が極端に低い設備（食品化学部・・・ガスクロマトグラフ）

	取得価額 (単位：千円)	取得年月	年間稼働日数		
			25年度	26年度	27年度
1	4,150	昭和54年11月	2	2	2
2	7,980	昭和61年12月	2	2	2
3	4,171	平成元年12月	3	3	2
4	10,867	平成21年11月	54	55	46

複数台を所有する理由を確認したところ、以下の回答を得た。

- ・平成21年購入装置が最も高性能
- ・その他の装置は炭酸ガスなどの特定成分を単純に分析する装置として保有
- ・簡易な分析は旧機器でも対応可能ではあるが新機器では全て分析が可能

除却処理が漏れている設備（生産技術部・・・雷サージ許容度試験機）

	取得価額 (単位：千円)	取得年月	年間稼働日数		
			25年度	26年度	27年度
1	2,999	平成2年3月	10	11	0
2	4,923	平成8年3月	35	40	13

平成2年取得機器は廃棄処分対象とのことであった。

c. 改善案

■ 機械設備の除却処理

問題点で記載した以下の項目を改善するため、機械設備の除却処理を検討しなければならない。

- ・ 使用不可の機械設備（3年以上使用実績なし）
- ・ 使用不可の機械設備（直近3年間での使用実績有り）
- ・ 同一部署で複数台所有している機械設備のうち廃棄処分対象

工業技術センターは年に一度、現物確認を含めて稼働率等の調査を行っている。機械設備の状態を把握した結果として、「使用不可」とされた機械設備は除却処理を実施しなくてはならない。

また、「使用不可」といった結論に至る過程は様々である（経年劣化による修理不能、機械設備の操作方法の誤りなどによる補修不能な致命的な故障の発生、保証期間の終了による補修不能、補修額の発生額と新機械設備購入との比較結果など）。その発生がどこにあるのかなぜ「使用不可」という結論に達することが合理的であるのかの原因分析もなければならない。

そのためにも研究設備として必要となる管理台帳の作成が必要といえる。

■ 不要な機械設備の抽出と処分の可否の決定

問題点で記載した以下の項目を改善するため、処分の可否を決定しなければならない。

- ・ 直近3年間での使用実績はあるものの新製品に代替された機械設備
- ・ 同一部署で複数台所有している機械設備のうち使用頻度が極端に低い設備

「使用不可」である機械設備以外にも機械設備を保有することに合理性があるか処分を行った方が合理的ではないかを検討しなければならない場合もありうる。今回、抽出した機械設備にも新しい機械設備の購入や同種機械設備の複数台以上の所有により使用頻度が乏しいと思われる物件があった。

工業技術センター内の限られたスペースを有効利用するためにも年間で数日の使用しかなくしかも複数台所有する機械設備等について継続して保有することが合

理的であるのかを検討しなければならない。

③ 使用不可の機械設備の財務諸表への今後の対応（意見）

a. 現状

■ 鹿児島県の公表する財務諸表

鹿児島県は平成 20 年度決算より総務省が平成 19 年 10 月に報告した「新地方公会計制度実務研究会報告書」の「総務省方式改訂モデル」に従って、「貸借対照表」・「行政コスト計算書」・「純資産変動計算書」・「資金収支計算書」の財務諸表 4 表を作成している。

鹿児島県が作成する財務諸表（普通会計ベース）の内容を整理すると以下のとおりである。

財務諸表	内容	固定資産との関係
貸借対照表	3月31日現在で整備された資産と将来返済しなければならない負債を開示	住民サービスに供されている有形固定資産を計上
行政コスト計算書	4月1日から3月31日の1年間における人的サービスや給付サービスなどの鹿児島県の経常的な活動に伴うコストを使用料・手数料や分担金・負担金などの受益者からの負担でどれだけ賄えているかを開示	住民サービスに供されている有形固定資産を基礎として減価償却費を計上
純資産等変動計算書	4月1日から3月31日の1年間の純資産（資産から負債を控除した残余）の変動の状態を開示	行政コストと関連性のない固定資産の除却損や評価替え等を計上
資金収支計算書	4月1日から3月31日の1年間の現金の流れを開示	収支を性質に応じて経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支などに区分して計上

■ 貸借対照表で計上される資産の内容

このうち、貸借対照表は、公共資産として、以下のように分類されている。

- ・ 公的資金によって形成され住民サービスに供される有形固定資産
 - ①生活インフラ・国土保全、②教育、③福祉、④環境衛生、⑤産業振興、⑥警察、⑦総務
- ・ 公用もしくは公共用に供されていないすべての売却可能資産

有形固定資産のうち土地以外については、目的別の区分ごとに総務省方式改訂モデルに定められた耐用年数により定額法で減価償却が行われ、行政コスト計算書上の「物にかかるコスト」を形成することになる。

b. 問題点

工業技術センターの所有する機械設備は、住民サービスに供されていないにもかかわらず使用不可のものについても有形固定資産（⑤産業振興）として計上されている。

機械設備としての「使用不可」の状態でも補修もできず動かないものは資産としての価値が既になく、貸借対照表に計上すべきでない。

総務省方式改訂モデル財務書類の記載要領では以下のように定めている。

総務省方式改訂モデル財務書類の記載要領（平成 22 年 3 月）「総務省」より抜粋

取得原価を基礎として算定する方法としては、昭和 44 年度から当年度までの普通建設事業費の累計額によることができます。ただし、その際には、以下の点に留意が必要です。

中略

- ・ 重要な除売却資産がある場合には、公有財産台帳等をもとに整備事業費を調査し、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除します。

現状これらの機械設備は重要物品原票に記載されたままとなっており鹿児島県の貸借対照表において有形固定資産を構成し、これらの資産の減価償却費は「行政コスト計算書」に反映されている。

しかし、実態のない資産を基礎として計上される減価償却費は「行政コスト計算書」の物的コストではない。

c. 改善案

実態のない資産は取得価額から既減価償却費計上済額を控除した額を純資産等変動計算書で「臨時損失」として計上しなければならない。

そのためにも貸借対照表作成の基礎ともなりうる重要物品原票には事実関係を正確に反映させなければならない。

これに基づく財務諸表の作成が制度化された場合に備え、重要物品管理原票の整理を行っていく必要がある。

9. トライアル発注・販路開拓支援事業(No.12)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 17 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	県内中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する。					
根拠法令等	県トライアル発注・販路開拓支援制度実施要綱					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			5,878	5,711	5,961
	決算			5,473	5,259	5,213
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	5,213	5,213	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		227	0	4,986	5,213	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
負担金補助 及び交付金	平成 27 年度鹿児島 県トライアル発注 製品販路開拓支援 事業費補助金	東京での展示会出展経費 の一部を助成するもの	R 社	227
	計			227

2) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
備品購入費	トライアル発注制度に係る備品購入	県内各機関が発注したトライアル発注制度で選定された商品	(株)岡野エレクトロニクス他	3,807
	小計			3,807
需用費	トライアル発注制度に係る消耗品費	県内各機関が発注したトライアル発注制度で選定された商品	豊和直(株)他	985
	その他			33
	小計			1,018
その他				160
	計			4,986

(3) 監査結果及び意見

1) トライアル発注制度

① トライアル発注制度の普及（意見）

a. 現状

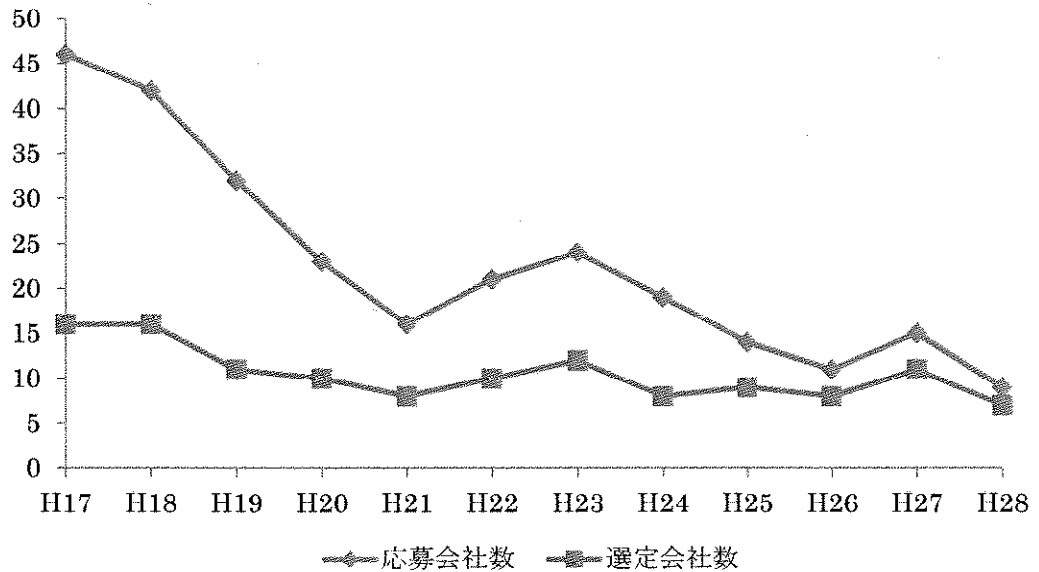
トライアル発注制度とは、県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する制度である。対象となる製品等は次のとおりである。

- ① 県内に本社・本店を有する中小企業等が開発したものであって次のいずれかに該当するものであること。
 - ・新商品（ただし、食品、飲料及び医薬品は除く。）
 - ・上記新商品を利用した役務の提供（ただし、当該新商品を開発した中小企業等による役務の提供に限る。）
 - ・新役務の提供（ただし、当該役務を開発した中小企業等による役務の提供に限る。新役務とは、新たに開発された役務をいう。）
 - ・公共工事における工法
- ② 優れた技術・製品特性を有し、市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - ・当該製品等の技術等について、新規性や独創性が認められること。
 - ・優れた特性を有し、環境対応、省エネルギー、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められること。
- ③ 県の機関が調達している品目又は使途が見込まれる品目であること。

トライアル発注制度についてのこれまでの応募会社数、選定会社数の推移は次の

とおりである（重複があるため、件数と会社数は一致しない）。

トライアル発注制度の応募会社数と選定会社数の推移



上記のように、年度によって若干の増減はあるものの、応募数は減少傾向にある。平成 27 年度に選定された 11 社のうち、過去に選定されたことのある企業は 7 社であり、中には製品の改良の都度、選定され、平成 26 年度以前に 3～4 回選定されたことのある企業も複数ある。

b. 問題点

応募数が減少傾向にあることから、選定される企業や製品が固定化されつつある。したがって、「県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を図る」という要綱の目的が、県内の一部の中小企業等にしか享受されていないという、有効性の観点での問題がある。

応募数が減少傾向にある理由としては、県内の中小企業等に本制度が広く認知されていないことや、本制度を知っていても、応募から発注、県による評価までの期間が約 1 年以上あり、使い勝手が必ずしも良くないためと考えられる。

平成 27 年度のおおよそのスケジュール

募集受付期間	H27/2/3～H27/4/14
発注製品等の決定	H27/7
製品の発注・使用	H27/7～
県による製品の評価	H28/4 以降随時公表

このスケジュールによれば、夏場に使用が限定される製品などは、県で実質的に使用されるのが翌年度となる可能性があり、県による評価の公表も遅れることとなるため、タイムリーに販路拡大を図りたい中小企業のニーズに応えているとはいえない。

c. 改善案

県が試験的に発注し、その製品の評価を公表することは、意欲的な中小企業等の販路拡大に資するものである。したがって、トライアル発注制度をより広く県内の中小企業等に知ってもらうための施策が必要である。

そのためには、ホームページだけではなく、県のテレビ番組で製品を紹介することも有用である。

次に、製品の募集から評価までの期間を短縮化し、販路拡大を図りたい中小企業等のニーズに迅速に応える必要がある。そのためには、発注製品等の決定と、県による製品の評価の公表を迅速に行う必要がある。

製品の募集から評価までの期間が短縮化されれば、佐賀県が行っているように、応募受付を年2回に増やすことを検討すべきである。これにより、季節性の高い製品などがタイムリーに評価され、中小企業のさらなる販路拡大につながる。また、応募の機会が増えれば、現在よりも多くの中小企業等がトライアル発注制度に関心を持ち、県内産業の活性化につながると考えられる。

10. 「知的財産推進戦略」推進事業(No.15)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 19 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 知的財産の創造・保護・活用の推進					
事業の目的	「鹿児島県知的財産推進戦略」（平成 24 年 3 月改訂）に基づき、知的財産に関する普及・啓発を図るとともに、戦略の着実な推進を図る。					
根拠法令等	改訂鹿児島県知的財産推進戦略					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			3,759	3,777	3,883
	決算			3,507	3,488	3,331
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	2,778	552	3,331	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	3,331	3,331	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
報酬	知的財産活用推進員報酬	報酬	知的財産活用推進員	2,646
	小計			2,646
その他				684
	計			3,331

(3) 監査結果及び意見

1) 知的財産活用推進員

① 知的財産活用推進員の活動状況（意見）

a. 現状

県では、平成 24 年 3 月に改訂された「鹿児島県知的財産推進戦略」での特許等の知的財産の活用推進策を次のように掲げている。

産業立地課に「知的財産活用推進員」を配置し、中小企業等の技術シーズ、ニーズの把握やマッチング等を行うことにより特許等の活用を推進する。県が保有する特許の実施許諾や開放特許(*)等についても積極的に情報提供等に努め活用を促進する。休眠化している特許については実施許諾する対象企業や条件等について検討し、活用を促進する。

(*)開放特許：他者に開放する意思のある特許のこと

これを踏まえて産業立地課では、1 名の知的財産活用推進員を設置しており、平成 23 年度から平成 27 年度までは同一人物が委嘱されている。

「知的財産活用推進員の設置等に関する要綱」によれば、業務の内容は次のとおりである。

(業務の内容)

第 4 条 推進員は、所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 知的財産の相談業務に関すること。
- (2) 知的財産の普及・啓発業務に関すること。
- (3) 知的財産の情報発信業務に関すること。
- (4) 特許流通業務に関すること。
- (5) その他、戦略の普及や知的財産の活用・保護の業務に関して特に命じられた事項に関すること。

知的財産活用推進員が毎月作成する「鹿児島県知的財産活用推進員業務報告書」などによれば、知的財産活用推進員のこれまでの活動状況は以下のとおりである。

	訪問 社数	来訪者数 (相談)	電話相談	セミナー 出席回数	セミナー 開催数	訪問外 出日数
平成 23 年度	108	60	85	12	10	83
平成 24 年度	177	18	62	13	2	77
平成 25 年度	192	11	17	18	4	94
平成 26 年度	206	8	21	22	3	100
平成 27 年度	178	3	17	16	2	91

「鹿児島県知的財産活用推進員業務報告書」では、主な業務内容を前述の要綱に定められた「業務の内容」に対応させて毎月整理している。これを基に平成 27 年度の実際の業務内容をまとめると次のようになる。

要綱に定められた業務の内容	実際の業務内容（平成 27 年度）
1 知的財産の相談業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、来訪による知的財産に関する相談 ・企業訪問による、知財総合支援窓口、知財料金、特許情報プラットフォームの概要説明など。
2 知的財産の普及・啓発業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等訪問（1社当たり約1時間）により知的財産の有無などをヒアリング。 ・高校で知財教育の授業
3 知的財産の情報発信業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員チラシ、知財総合支援窓口パンフレット、知財料金一覧表などの配布
4 特許流通業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・開放特許情報データベースから特許情報を紹介
5 その他、戦略の普及や知的財産の活用・保護の業務に関して特に命じられた事項に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・産業立地課関連の報告（出張報告書等）・資料作成業務 ・研修会等出席

報酬額は「非常勤職員の報酬額の改定について（通知）」（平成 26 年 12 月 4 日付け）に基づき、知的財産活用推進員の月額が 11,290 円以内とされていることから、月額 11,290 円で計算されている。また、勤務時間は 1 週間当たり 32 時間 30 分とされている。

なお、平成 23 年度から 27 年度までの間に相談を受けて実際に出願まで行われたのは、商標登録の 1 件のみであった。

b. 問題点

■ 知的財産活用推進員による普及啓発活動

まず、「鹿児島県知的財産推進戦略」における基本方策の取組方針では、「知的財産の活用」策の一つとして知的財産活用推進員が位置づけられていたが、要綱及び実際の活動では普及・啓発業務が主となっているという問題がある。

■ 知的財産活用推進員の企業訪問活動

次に、知的財産活用推進員が企業等へ訪問した際の主な活動は、知的財産の有無の確認、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が公益社団法人鹿児島県工業倶楽部に設置している知財総合支援窓口などの紹介、特許情報プラットフォームの利用方法の紹介、知的財産関係の資料の提供等となっており、主に県の保有特許等についての情報提供を行っているに過ぎないという問題がある。

■ 知的財産活用推進員による相談業務

また、相談業務については、知財総合支援窓口と業務が重複している上、弁理士や弁護士による相談が可能な知財総合支援窓口に対して、専門性で見劣りすると言わざるを得ない。特に平成 27 年 4 月 1 日に、常駐の知財総合支援窓口が工業技術センター（霧島市）から公益社団法人鹿児島県工業倶楽部（鹿児島市）へ移転後は、支援窓口としてのアクセスの優位性も失われている。

このように本事業は、その目的にかなっているかという有効性の観点で問題がある。

c. 改善案

知的財産活用推進員には、県の保有する特許について、その紹介や活用可能な分野の開拓など、県の事業としての独自性を発揮させるような業務を行わせるべきである。その際には、県の保有特許等が、さらに活用されるよう工業技術センターとも連携しながら、普及を行っていく必要がある。県の保有する特許が民間に広く利用されれば、県の産業発展につながるだけでなく、公設試験研究機関に所属する研究員の発明に対する意識の高揚と知的財産の創造を図るという発明奨励事業の拡大にもつながる。また、他企業等の公開特許についても、その有効性を見極めながら、普及を図っていくことが県内中小企業の発展にもつながる。

11. 発明奨励事業(No.16)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 56 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5(1)新産業戦略の展開 ② 知的財産の創造・保護・活用の推進					
事業の目的	公設試験研究機関に所属する研究員の発明（特許等）に対する意識の高揚と知的財産の創造を図る。					
根拠法令等	鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉦業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			1,460	1,560	1,560
	決算			1,276	1,402	1,485
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	1,485	0	1,485	
	節内訳	負担金補助 及び交付金	委託料	その他	合計	
0	0	0	1,485	1,485		

(2) 事業費の概要

1) その他

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
報償費	職員の勤務発明に対する実施補償金	19 件 19 名	1,348
	職員の勤務発明に対する登録補償金	4 件 (20,000 × 4 = 80,000)	80
その他			57
計			1,485

(3) 監査結果及び意見

1) 事業費に関連する項目

① 特許使用料申請書記載事項の確認（意見）

a. 現状

職員の勤務発明に対する実施補償金の財源は、県が所有する特許権（以下「県有特許」という）の使用に係る実施料である。その納入手続については、県有特許を使用した者が特許実施契約書に基づいて算定根拠資料を提出し、県はこれに基づいて支払を求めることになる。

県有特許実施契約書第5条（生産数量等の報告）及び第6条で下記規程が定められている。（共有特許実施契約書では第4条と第5条）

第5条

乙（特許使用者）は本発明の実施による本契約製品の製造数量、販売数量、販売単価、販売金額その他甲（鹿児島県）の指定する事項に関して正確に記載した帳簿を常備するものとする。

2. 乙は本契約製品の製造数量、販売数量、販売単価、販売金額その他甲の指定する事項に関する報告書を作成し、当該決算期終了後30日以内に甲に報告するものとする。

3. 甲は前項の規定にかかわらず、乙から本発明の実施状況その他実施に関する事項について報告を求め、また乙の事業所に甲の職員、又は甲の指定する代理人を派遣して合理的な業務時間内に実施に関する帳簿書類その他の物件を調査できる。この際、乙は正当な理由なく報告や調査を拒むことはできない。

第6条

乙（特許使用者）は甲（鹿児島県）に対し、本発明の実施料として次の基準で計算した額を支払うものとする。この場合において、販売数量とは、第三者に製品の納入引き渡しの完了した数量のことをいう。また、販売単価とは、消費税を含まないものとする。

販売数量×販売単価×料率（特許内容によって異なる）

平成27年度の報告書は以下のとおりである。

鹿児島県有特許実施契約に基づく実施料算定

相手先	商品名	生産数量報告書				結果
		製造数量	販売数量	販売単価	販売金額	
S社	商品A	25,226	20,576	175	3,600,800	製造数量<販売数量
			188	183	34,404	製造量の記載なし
			3,520	210	739,200	製造量の記載なし
			14,307	230	3,290,610	製造量の記載なし
計				7,665,014		
S社	商品A	27,431	9,913	165	1,635,645	製造数量>販売数量
			15,941	175	2,789,675	製造量の記載なし
			3,987	230	917,010	製造量の記載なし
計				5,342,330		
N社	商品B	6	3	30,000	90,000	製造数量>販売数量
N社	商品B	1	1	55,000	55,000	製造数量=販売数量
					145,000	
Y社	商品C	32,823	14,427	1,087	15,682,149	製造数量>販売数量
	商品D		9,520	435	4,141,200	
計					19,823,349	
O社	商品E	-	20,833	778	16,208,074	製造量の記載なし
	商品F	-	8,885	435	3,864,975	製造量の記載なし
	商品G	-	777	535	415,695	製造量の記載なし
計					20,488,744	
OO社	商品H	-	341	1,422	484,902	製造量の記載なし
	商品I	-	5,815	1,424	8,280,560	製造量の記載なし
	商品J	-	5,114	756	3,866,184	製造量の記載なし
	商品K	-	1,980	645	1,277,100	製造量の記載なし
	商品L	-	360	1,106	398,160	製造量の記載なし
計					14,306,906	
I社	商品M	35,000	32,130	2,800	89,964,000	製造数量>販売数量
	商品N	50	40	2,000	80,000	製造数量>販売数量
	商品O	8,960	8,640	2,000	17,280,000	製造数量>販売数量
	商品P	15	10	500	5,000	製造数量>販売数量
計					107,329,000	
S社	商品Q	-	1,200	1,050	1,260,000	製造量の記載なし
SS社	商品R	0	510	280	142,800	製造数量<販売数量
	商品S	29,741	33,006	410	13,532,460	製造数量<販売数量
	商品T	15,835	30,408	300	9,122,400	製造数量<販売数量
計					22,797,660	
Y社	商品U	1	1	22,000,000	22000000	製造数量=販売数量
NN社	商品V	128.91	128.91	9000	1,160,190	製造数量=販売数量

b. 問題点

特許使用者の支払う特許使用料は「販売数量×単価」で計算されるため、正確、適正な販売数量及び販売単価の把握が前提となる。

■ 製造数量と販売数量の記載方法の不統一

特許使用者からの製造数量と販売数量に関する報告書を閲覧したところ以下のようになどさまざまな内容の記載が見受けられ、統一されていなかった。

- ・「製造数量＝販売数量」
- ・「製造数量>販売数量」
- ・「製造数量<販売数量」
- ・「製造数量の記載なし」

■ 鹿児島県の作成する報告書様式

鹿児島県作成の様式1「生産数量報告書」での記載事項は以下のとおりである。

商品名	製造数量	販売数量	販売単価	販売金額	実施料	備考

前述のように「製造数量＝販売数量」、「製造数量>販売数量」、「製造数量<販売数量」のようなさまざまな記載がなされており、「製造数量<販売数量」の場合は前期からの繰越数量があった事が、また、「製造数量>販売数量」の場合は、次期への繰越数量が生じている事が判断できる。

しかし、生産数量報告書には製造数量と販売数量の記載欄は設けてあるが、前期からの繰越数量欄及び次期への繰越数量欄が設けられていない。繰越数量欄がないために、製造数量以上の販売数量や製造数量以下の販売数量という報告書、製造数量が記載されていない報告書等が見受けられた。

■ 報告書記載の製造数量・販売数量の確認

特許使用者の申請書に記載されている製造・販売数量について、県有特許実施契約書第5条3項に規定されている実地調査はこれまでおこなったことがなく、数量等については未確認のため、全面的に特許使用者からの報告書に依拠している。そのため、特許使用料について正確・適正な歳入額であるかの確認が得られていない。

結果としてこれらは鹿児島県の歳入の適正性・正確性に疑問が生じることになる。

c. 改善案

問題点で記載した事項等についての県の回答は以下のとおりである。結局これが改善案につながることになる。

■ 製造数量と販売数量の記載方法の不統一

製造数量報告書に製造数量が記載されていない報告書について、少なくとも現状の県の様式であっても記載は必要のため今後は必要事項の記載を徹底する。

■ 鹿児島県の作成する報告書様式

以下のように前期繰越数量欄と次期繰越数量欄を設けられないかを検討すべきである。

商品名	前期繰越数量	製造数量	販売数量	次期繰越数量	販売単価	販売金額	実施料	備考

この様式に変えることによって報告書上は記載された製造数量を販売数量の矛盾はなくなることになる。

■ 報告書記載の製造数量・販売数量の確認

現時点では数量の把握はおこなっていないが今後、適正な数量把握に努めたい。前述の「県有特許実施契約書第 5 条（生産数量等の報告）」等では鹿児島県は使用者の事業所に鹿児島県の職員、又は鹿児島県の指定する代理人を派遣して合実施に関する帳簿書類その他の物件を調査できる、旨が規定されているため、この調査に関しても検討したい。

すべてについて検討したいとのことであるが、特許料使用者からの報告書の適正性を担保するには少なくとも以下のことを実施する必要がある。

- ① 毎年の調査ではなく、3年に1回程度の実地調査を行う
- ② 契約書に規定されている「正確に記載した帳簿」の提出を必ず求める。

これらの方策を採用することによって、正確・適正な鹿児島県の歳入の確保が図られることになる。

12. 高齢者就業機会確保事業(No.20)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	平成9年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1)ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ① 多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保					
事業の目的	高齢者の就業を促進することにより、高齢者自らの生きがいの充実や活力ある地域社会づくりに寄与する。					
根拠法令等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算(最終)			9,154	9,219	9,166
	決算			9,096	9,207	9,118
平成27年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	9,118	9,118	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		8,950	0	168	9,118	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
補助金	高齢者就業機会 確保事業費等補助金	公益社団法人 鹿児島県シルバー人材センター連合会	8,900
負担金	賛助会員会費	公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会	50
計			8,950

2) 高齢者就業機会確保事業費等補助金の概要

高齢者就業機会確保事業費等補助金とは、シルバー人材センター連合会等の健全な発展を図るとともに、高齢退職者の就業の促進を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第1項の指定を受けた公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会

に対して交付するものである。

具体的内容としては、シルバー人材センター事業に関する市町村への定着促進等の普及・援助に係る事務やシルバー人材センター連合及びシルバー人材センターに対する事業運営上の指導に係る事務等に係る費用を補助するものである。

この補助金交付の流れはまず、県から公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会に「高年齢者就業機会確保事業費等補助金の内示について（通知）」を送り、その後、公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会から鹿児島県知事宛に補助金交付申請書の提出、県の交付決定通知書の発行、支出負担行為を経ての交付ということになる。

公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会からの交付申請書には2号様式「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター連合会事業）事業計画」「同予算書」「収支予算書」「事業計画」「定款」等が添付されている。

また、年央において概算払が行われるが、これは公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会から提出される「概算払申請書」に基づいて行われる。

(3) 監査結果及び意見

1) 高年齢者就業機会確保事業費等補助金

① 決算書等の適正性の検証の必要性（意見）

a. 現状

公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会からの交付申請書には2号様式の「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金事業計画」「同予算書」「収支予算書」「事業計画」「定款」等が添付されている。

また、県の作成した交付確定通知書には検査調書が添付されており、この検査調書の「検査所見」には以下のように記載されている。

関係書類と照合した結果、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱の規定どおり適正に執行されていると認められる。合格。

具体的な手続を質問したところ、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第8条に基づき提出された実績報告書により、内容を確認し、補助金額を確定したとの回答であった。

b. 問題点

公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会からの申請書には予算書、決

算書等が添付されている。提出された収支計算書等は補助金交付先（シルバー人材センター連合会）事務局作成の申請書であると思われるが、この添付された書類のうち、特に決算書についての適正性を保証する監事等の監査報告書は添付されていない。

決算書の適正性を保証する書類がないにもかかわらず、鹿児島県補助金等交付規則による決裁のみでの補助金交付確定の意思決定がなされたということでは的確かつ適切な判断過程を経たとは考えにくい。

検査調書の記載においても交付先事務局作成の書類のみで判断するのではなく的確かつ適正な検査を行うべきである。

鹿児島県補助金等交付規則では以下のように規定されている。

第 14 条（補助金等の額の確定等）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

c. 改善案

補助金の交付は申請主義に基づいており、その申請書類には決算書の適正性を保証する監事の監査報告書等は提出必要書類とはなっていない。また、シルバー人材センター連合会における監事の監査報告書提出は決算期から3ヶ月以内となっている。鹿児島県としては、計算書類等の入手は2ヶ月以内となっているため、県が希望する入手時期での監査報告書入手は困難とのことである。しかし、この補助金が継続する限り、あるいは、次年度補助金の審査のためにも2ヶ月経過後であろうとも計算書類の適正性確認のためには入手しておくべきである。

このことによって提出された書類の適正性が担保されることになり、適正・的確・公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性が図られ、結果としてこの補助金の目的でもある雇用の増加にも資することになる。

② 計算書類における全体と補助金部分の不整合ほか（意見）

a. 現状

■ 全体の計算書類と補助金部分の計算書類との不整合

シルバー人材センター連合会全体の状況を示す「収支計算書」では収益と費用は不一致であり、この状況が通常であると思われるが、補助金部分についての収支は予算から決算までのどの段階でも常に一致している。

つまり、全体では一致しないが、補助金部分は常に一致しているという計算書類（予算）になっている。県の担当者に質問したところ、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第2条に規定する経費として、法人運営の基礎的経費の一部に充てられており、当該補助金に対応した収支を確認することは困難であるとのことであった。

従って、事業全体に対する補助事業の割合や補助金収入額に対応する費用の按分基準、方法等が不明確であり、金額の適正性についての検証は行われていないことになる。

全体としての計算書類は以下のとおりであり、上述のとおり経常収益（412,873千円）と経常費用（415,812千円）は一致していない。

しかし、最終の決算書類（高年齢者就業機会確保事業等補助金（シルバー人材センター連合会事業）収支精算書でも補助金に関する収入と支出（人件費、管理費、事業費）の金額は一致しており、しかもそれぞれの費用の金額の千円未満が「000」というラウンドな数値となっている。

補助金部分の予算書は常に収支一致している状況にあるため、補助金部分の書類を含め添付書類の適正性が確保されている状況とは判断しにくい。

要約版（主要科目のみを記載した要約版であるため内訳科目を集計しても全体の合計とはならない。）

平成 27 年度収支計算書(単位:千円)

H27.4.1~H28.3.31

科目	予算額	補正予算額	予算現額	決算額	差異
I 一般正味財産増減の部					
(1) 経常収益					
労働者派遣事業収益					
労働者派遣収益	354,738	178,562	533,300	531,958	1,342
受取補助金等					
受取国庫補助金	8,900		8,900	8,900	
受取県補助金	8,900		8,900	8,900	
受託事業収益					
高齢者活躍人材育成受託収益		23,248	23,248	23,248	
シニアワークプログラム受託収益	28,897	-2,682	26,215	26,215	
生涯現役社会実現環境整備受託収益	6,426	-520	5,906	5,906	
経常収益計	412,873	198,459	611,332	609,659	1,673
(2) 経常費用					
事業費	413,628	193,850	607,478	605,369	2,109
支払会員賃金	288,000	140,800	428,800	428,756	44
管理費	2,184	7	2,191	1,944	247
経常費用計	415,812	193,857	609,669	607,312	2,357
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,939	4,602	1,663	2,347	-684
当期経常増減額	-2,939	4,602	1,663	2,347	-684
当期一般正味財産増減額	-2,939	4,602	1,663	2,347	-684
一般正味財産期首残高	16,984	1,025	18,009	18,009	
一般正味財産期末残高	14,045	5,627	19,672	20,356	-684
II 正味財産期末残高	14,045	5,627	19,672	20,356	-684

■ 補助金部分の計算書類間での不整合

補助金に関する計算書類は、交付申請時では 3 号様式、中間時では 11 号様式、決算時では 15 号様式が作成されており、下表のとおりである。

補助金部分に関する計算書（単位：千円）

第 3 号様式 (H27. 4. 1)	第 11 号様式 (H27. 10. 27)	第 15 号様式 (H28. 3. 31)
平成 27 年度高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター連合会事業）収支予算書	平成 27 年度高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター連合会事業）実施状況報告書	平成 27 年度高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター連合会事業）収支精算書
科目 予算額	科目 予算 収入 収入見 計 済額 込額	科目 精算額
	補助金収入	
	国庫補助金 8,900 4,108 4,792 8,900	
	県補助金 8,900 8,900 8,900	
受取補助金等 17,800	17,800 4,108 13,692 17,800	補助金等収入 17,800
	交付決定額 補助事業支出額	
	補助事業に要する経費 補助金額 支出 支出見 計 済額 込額	
人件費 7,790	人件費 7,790 7,790 3,463 4,327 7,790	人件費 7,790
		給与手当 6,428
		法定福利費 1,128
		福利厚生費 14
		退職金掛金 220
管理費 6,170	管理費 6,170 6,170 2,688 3,482 6,170	管理費 6,170
	臨時雇賃金 930 930 413 517 930	賃金 865
	法定福利費 160 160 81 79 160	法定福利費 160
	旅費交通費 260 260 46 214 260	光熱水費 35
	通信運搬費 62 62 49 13 62	賃借料 1,740
	光熱水料費 60 60 23 37 60	委託料 1,258
	消耗品費 400 400 273 127 400	旅費交通費 140
	印刷製本費 1,860 1,860 555 1,305 1,860	消耗品費 280
	印刷製本費 1,880 1,880 879 1,001 1,880	印刷製本費 1,630
	委託料 498 498 347 151 498	通信運搬費 62
	支払手数料 60 60 23 37 60	
事業費 3,840	事業費 3,840 3,840 1,108 2,732 3,840	事業費 3,840
	福利厚生費 6 6 6 6	旅費交通費 70
	法定福利費 320 320 133 187 320	消耗品費 432
	旅費交通費 70 70 48 22 70	通信運搬費 8
	通信運搬費 16 16 16 16	諸謝金 1,630
	消耗品費 100 100 39 61 100	法定福利費 290
	委託料 1,608 1,608 254 1,354 1,608	福利厚生費 6
	諸謝金 1,720 1,720 633 1,087 1,720	委託料 1,404
17,800	17,800 17,800 7,258 10,542 17,800	17,800

b. 問題点

■ 全体の計算書類と補助金部分の計算書類との不整合

全体としての予算額の収支は一致していないことは通常の状態と思われる。

しかし、補助金の予算額についての収支は常に一致している。補助事業の割合や補助金収入額に対応する費用の按分基準、方法等が明確でなく、結果として収支を合致させたと判断せざるを得ない。

県の回答である鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第2条に規定する経費として、法人運営の基礎的経費の一部に充てられており、当該補助金に対応した収支を確認することは困難だった場合、そのような書類の提出に意義が見いだせない。

■ 補助金部分の計算書類間での不整合

1. 申請時・中間時・決算時における収支額（17,800千円）が常に一致
補助金に関する計算書類は次の3段階で提出されているが、そのすべてにおいて補助金に関する収入と支出の合計額は17,800千円で常に一致している。

・1段階：交付申請時に提出される予算書

「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金収支予算書（3号様式）」

・2段階：中間時に提出される実施状況報告書

「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金実施状況報告書（第11号様式）」

・3段階：最終段階で提出される実績報告書

「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金収支精算書（15号様式）」

2. 記載されている科目等の不統一

交付申請時に提出される3号様式での収支予算書の支出項目は人件費、管理費、事業費の3項目のみであり、中間時に提出される11号様式と最終段階で提出される15号様式の支出項目の科目名も一致していない。

特に、3号様式では収支を一致させているための予算書作成をしたと判断されても致し方ないような粗い計算書類となっている。

補助金の財源が国民・県民の税金ということを考えた場合、詳細な検討を加えた予算書等の提出が求められるべきである。

c. 改善案

■ 全体の計算書類と補助金部分の計算書類との不整合

常識的に判断した場合、全体の収支は一致していないにもかかわらず、補助金部分に関する収支は常に一致しているということについては、その理由について理解困難である。

当該補助金は法人運営の基礎的経費の一部に充てられており、補助金に対応した収支を確認することは困難であったとしても事業全体に対する補助事業の割合や

補助金収入額に対応する費用の按分基準、方法等を検証し、明確に説明可能な計算書類の提出を求める必要がある。提出された数値に根拠がない資料であれば補助金の適正性判断に必要な他の資料の提出も考慮すべきである。

■ 補助金部分の計算書類間での不整合

補助金部分の予算時、中間時、決算時の計算書類においても科目等に大きな変更があるとは考えにくい。もし、変更があったのなら、その旨を注記する等して理由を明確にすることが求められなければならない。その結果として、補助金の返還や減額の要否も判断することになると思われる。

補助金部分の収支を一致させていると考えられるような粗い予算書での判断では適正な補助金行政は行えないはずである。

適正な書類の提出が行われることにより、適正・的確・公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性の向上が図られることになる。

また、補助金の目的である雇用の創出、働く場の提供等を考慮した働き方改革に結びつかせるためには補助金申請時の提出書類の再検討や交付時の更なる明確な判断基準を持つべきであろうと考える。

③ 概算払の必要性（意見）

a. 現状

鹿児島県補助金等交付規則第 16 条 2 項には以下のように規定されている。

知事は、特に必要があると認めるときは、補助金額の交付決定額の範囲内において補助金等を概算払又は前払金により交付することがある

また、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱<抜粋>の第 10 条 2 にも「この補助金は概算払により交付することができる」と規定されている。

概算払という制度は「できる」という規定であり、必ず行うものではない。行う場合は相応の理由が必要である。提出された資金繰表や計算書類からは中間での概算払がなくても運営可能と思われ、概算払の必要性は低いと判断できる。現状は申請主義に基づき、申請されるがままに概算払されていると思われる。

この概算払は鹿児島県シルバー人材センター連合会から提出された「平成 27 年度年間執行計画」の資金繰計画表（下表）に基づいている。

平成27年度年間執行計画													(単位:千円)
収入金額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国庫補助金					4,450		2,225			2,225			8,900
県補助金							8,900						8,900
流用額(※1)	2,980												2,980
計	2,980				4,450		11,125			2,225			20,780

※1:流用額:銀行借入2,000千円、会費980千円

補助金関係支出													
支出科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給与手当	470	430	840	470	430	430	470	430	1,048	470	470	470	6,428
臨時雇賃金	86	69	80	80	80	73	86	73	73	73	77	80	930
諸謝金	144	143	143	144	143	143	144	143	143	144	143	143	1,720
法定福利費	121	121	199	121	121	121	121	121	199	121	121	121	1,608
退職給付費用	26	26	26	26	26	26	26	26	12				220
福利厚生費							8		8		5		20
旅費交通費		10	25	70	35	25	25	50	25	45	10	10	330
印刷製本費		60		500		300	250		450		300		1,860
消耗品費	10	100	30	100	30	30	100	30	25	25	10	10	500
光熱水料費	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
賃借料	175	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	1,880
委託費	13	240	15	15	15	15	15	15	1,718	15	15	15	2,106
通信運搬費	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	78
支払手数料	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
計	1,062	1,371	1,530	1,698	1,052	1,335	1,416	1,060	3,872	1,065	1,323	1,021	17,800
単月収支差額	1,919	-1,371	-1,530	-1,698	3,399	-1,335	9,709	-1,060	-3,872	1,161	-1,323	-1,021	2,980
繰越収支差額	1,919	548	-982	-2,679	720	-615	9,094	8,035	4,163	5,323	4,001	2,980	

b. 問題点

- 補助金のみの資金繰表であり、これでは全体の運営の可否は判断できない。

上表は補助金のみの資金繰表である。シルバー人材センター連合会全体の資金繰表ではないために、連合会全体の実際の資金繰が把握できない。つまり、補助金の概算払は提出された補助金のみの「平成27年度年間執行計画」で判定されており、シルバー人材センター連合会全体としての財源についての検討が行なわれていないことになる。

- 流用額があっても6月で資金不足となる。

この平成27年度年間執行計画の資金繰表では4月に銀行借入200万円と会費98万円の他収入からの合計298万円の流用額が記載されている。しかし、上表にあるようにこの流用額があっても補助金部分の資金繰では6月で資金不足となる。

- 前年度繰越金が記載されていない。

この平成27年度年間執行計画の資金繰表には前年度繰越金が算入されていない。繰越金を考慮しない資金計画ではこの事業自体の資金状況は判別しにくい。つま

り、この資金繰計画表では概算払の要否については判断困難であり、概算払の根拠とは考えにくいということになる。

補助金に関する資金繰りが明確な資金繰表の作成が必要となるが、補助金部分以外の資金も含めて運営していると考えられるところから、そもそも補助金部分のみの資金繰表では全体との齟齬が生じることになり、その作成に困難が伴うことになる。補助金部分の資金繰表作成のためにはシルバー人材センター連合会において補助金部分の資金繰り計画表作成のための詳細な基準等を規定し、それに基づいての作成が前提となる。

■ 概算払の申請理由の不合理性

概算払申請書には概算払の理由として「シルバー人材センター連合会の運営費の財源は補助金が主であり、事業運営の円滑化を図るために、補助金の概算払が必要であるため」と記載されているが、シルバー人材センター連合会の平成 27 年度収支計算書の決算額をみると、経常収益は合計で 609 百万円（うち、派遣事業収益 531 百万円）が計上されており、これに対して補助金額は国・県合わせても 17 百万円である。

交付申請時の全体の「平成 27 年度収支予算書」の当期経常増減額は△2,939 千円であるが、一般正味財産期首残高が 16,983 千円であるため、この金額で不足額 2,939 千円は賄えることになる。このように考えると国、県の補助金合計 17,800 千円全額が不要ということも考えられ、必要であったとしても当期経常増減額のマイナス分（不足分）2,939 千円の補填のみで運営可能である。

従って、補助金なし、もしくは補助金の軽減があっても運営できるということになる。

この資金繰表と同時に提出された概算払申請書に基づいて、県では概算払の決裁書を作成しているが、事業体全体としては運営可能な収益が計上されている現状からは概算払の必要性の要否について疑問が生じる。

■ 補助金の概算払の必要性の判断

条文にある「特に必要と認める場合」とはいつ、誰が、どのように判断するのかの根拠が明確でない。

連合会の運営はまず、補助金を除く収入で運営し、不足分を補助すると考えるべきである。

補助金のもともとの財源が国民・県民の税金ということを考えた場合、補助金の額、概算払の要否等については慎重に判断すべきところ、補助金の必要性と適正性についての検証が充分に行われていないという印象が否めない。

c. 改善案

改善案としては「適正な資金繰計画表の作成」と「概算払の必要性」の2点に絞られる。

■ 適正な資金繰計画表の作成

現状、問題点で記載したとおり、シルバー人材センター連合会全体の作成する資金繰表には前述のとおり、以下の問題点が存在する。

- ・ 補助金のみの資金繰表であり、これでは全体の運営の可否は判断できない。
- ・ 流用額があっても6月で資金不足となる。
- ・ 前年度繰越金が記載されていない。

これらに共通する改善案としては、適正・正確な資金繰計画表の作成につける。補助金部分への按分基準等を明確にし、全体の資金繰を把握した上で補助金の必要性を判断すべきである。

■ 概算払の必要性

概算払の必要性についても前述のとおり、以下の問題点が存在する。

- ・ 概算払の申請理由の不合理性
- ・ 補助金の概算払の必要性の判断

概算払は規定上可能であるが、「できる」という規程であり、必ず行うものではない。概算払を行う場合は相応の理由が必要である。申請されるがままに概算払するのではなく、資金繰表や計算書類を検証し、その適正性と補助金の必要性を判断すべきである。

連合会の運営はまず、補助金を除く収入で運営し、不足分を補助するのが補助金のあるべき姿である。

連合会の受取手数料である5%の金額は約26百万程度になることになり、まずはこの手数料を含めた全体としての資金繰表を作成した上での概算払の要否の検討が必要である。

補助金の財源は国民・県民の税金ということを考慮した場合、必要な額の補助金交付でなければならない。そのことにより適正、的確、公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性が図られるはずである。

このことは県のみならず、国においても同様なことが言える。このことによって雇用の創出、働く場所の提供という補助金の目的が達成されることになる。

④ 補助金の必要性（意見）

a. 現状

実績報告時の「平成 27 年度収支計算書」の当期決算額の当期経常増減額では＋（プラス）2,346 千円となっている。つまり、補助金なしでも運営可能であったと判断できる。

このような場合、補助金の返還はないのであろうかとの質問を行ったが、「当該補助金は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 36 条に基づき地方公共団体が高年齢者の就業機会の確保のために必要な措置を講ずることとなっていることから、当該団体の基礎的な運営費として支出しているものであり、補助金の返還の要否については考えていない」との回答であった。

b. 問題点

シルバー人材センターは高齢者の就業を援助するために人材派遣業を運営しており、人材派遣収益手数料の 10%は地域のシルバー人材センターが受領し、5%を連合会が受領している。事業活動報告書（損益計算書）を見ると平成 27 年度は約 531 百万円の労働者派遣収益が計上されており、連合会の受け取る手数料だけで約 26 百万円となる。このような状況に鑑みる時、国、県からの合計 17,800 千円の補助金収入はないとしても運営可能な状況にあったと思われる。

c. 改善案

補助金部分の計算書類のみではなく、全体の計算書類を検証した上で、補助金がこの事業体の運営に与える影響を検討し、補助金の必要性について判断すべきである。

つまり、高年齢者の就業機会の確保のための基礎的な運営費としての支出であったとしても、この補助金の有無による運営の可否についての判断は必要となるはずである。

このことによって適正、的確、公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性の向上が図られることになる。

その結果としてこの補助金の目的でもある雇用の増加、働く場所の提供にもつながるし、最終的には少子高齢化社会における働き方改革にも結びつくことになる。

13. 認定職業訓練振興事業(No.21)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 44 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1)ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ② 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	認定職業訓練校の運営費の補助を行うことにより、認定職業訓練の振興を図る。					
根拠法令等	職業能力開発促進法、雇用保険法等					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目	職業訓練総務費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			27,809	26,016	29,174
	決算			27,432	25,690	25,995
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		12,957	0	13,038	25,995	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		25,914	0	81	25,995	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

補助金交付額	概算払金額			(単位:千円)
	第1回	第2回	第3回	合計
交付対象職業訓練法人				
①鹿児島観光技能訓練協会	0	0	13,100	13,100
②鹿児島市職業訓練協会	2,450	1,710	1,040	5,200
③出水地区職業訓練協会	1,670	550	556	2,776
④川内能力開発協会	0	0	288	288
⑤鹿児島理・美容訓練協会 (鹿児島ビューティーカレッジ)	900	820	430	2,150
⑥鹿児島理・美容訓練協会 (薩摩ビューティーカレッジ)	960	960	480	2,400
計	5,980	4,040	15,894	25,914

2) 補助金及び職業訓練法人の概要

職業訓練法人とは、職業能力開発促進法に定められた認定職業訓練を行うことを目的とする法人である。根拠規定は職業能力開発促進法第4章であり、その第31条において社団と財団の2種類が認められている。設立には都道府県知事の認可を必要とする（職業能力開発促進法第35条）。

(1)補助金とは、特定の事業や研究を行う者に対し、その事業や研究の遂行を育成助長するために公益上必要があると認めた場合に交付するもの、あるいは、一定の事業行為等の保護、奨励のため交付する経費である。

(2)補助金には、国庫及び県支出金を伴うもの、県単独で奨励的に支出するものがある。

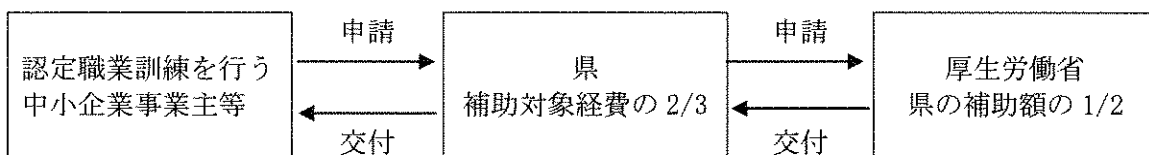
補助金は一般적으로見返りを求めることなしに交付する給付であるため鹿児島県が補助金を支出するにあたっては、県民の生活にとって有用であるとの客観的な判断が必要となる。

3) 認定訓練助成事業費補助金とその流れ

① 認定訓練助成事業費補助金

	助成対象者	助成の要件等	助成者及び負担割合 (上限)
運営費	中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等	左記の者が単独又は共同して行う認定職業訓練の運営に要する経費	国 1/3
			県 1/3
施設・設備費	都道府県、市町村、中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等	左記の者が行う認定職業訓練のための職業訓練共同施設の設置及び職業訓練共同設備の設置又は整備に要する経費	都道府県が設置する場合は国 1/3
			市町村、職業訓練法人等国 1/3 が設置する場合は県 1/3

② 補助金の流れ



(3) 監査結果及び意見

1) 認定訓練助成事業費補助金

① 鹿児島観光技能訓練協会に対する補助金の必要性（意見）

a. 現状

■ 鹿児島観光技能訓練協会の平成 27 年度収支決算書の概要

鹿児島観光技能訓練協会の平成 27 年度収支決算書（予算、決算比較の要約版）は下表のとおりである。

要約版（1,000 千円以下の数値は省略するために、それぞれの合計は一致しない）

職業訓練法人 鹿児島観光技能訓練協会
平成 27 年度収支決算書
H27. 4. 1～H28. 3. 31

（単位：千円）

収入の部	予算額	決算額	決算－予算
繰越金	40,911	40,911	
入学金	4,420	4,420	
訓練生負担金	39,000	39,000	
補助金	16,242	13,100	-3,142
収入計	101,423	98,172	-3,251
支出の部	予算額	決算額	決算－予算
補助対象経費			
1号経費			
専任講師給料	17,500	17,484	-16
教務職員給料	1,400	1,380	-20
講師手当	3,600	2,818	-782
計	22,500	21,682	-818
2号経費			
貸借料	8,400	8,400	
計	9,400	9,302	-98
3号経費			
計	160	140	-20
4号経費			
計	1,130	502	-628
6号経費			
計	670	544	-126
補助対象経費合計	33,860	32,170	-1,690
補助対象外経費			
人件費	6,100	6,064	-36
旅費交通費	1,490	950	-540
厚生費	3,700	3,453	-247
修繕費	4,630	4,472	-158
広報費	5,270	4,903	-367
貸借料	1,710	1,662	-48
予備費	39,048		-39,048
補助対象外経費合計	67,563	26,112	-41,452
支出計	101,423	58,282	-43,142

鹿児島観光技能訓練協会の運営する職業訓練校は鹿児島のホテルで働く者を対象にホテル業務のスキルアップを図るための訓練校である。当初の補助金 16,242 千円から 13,100 千円に減額されている。

■ 概算払を必要としない届出書の提出

鹿児島観光技能訓練協会からは平成 27 年 12 月 8 日に「平成 27 年度認定訓練助成事業費補助金の第 2 回概算払については概算払を必要としない届出」が提出されている。

概算払を必要としない理由については以下のように記載されている。

平成 26 年度繰越金並びに、平成 27 年度訓練生の学費等の年間分すべての収入が、順調に入金されたことにより、年度途中での資金繰りに支障をきたすおそれがないと予測されるため。

b. 問題点

■ 予備費計上額の疑問

前掲した平成 27 年度収支決算書（予算、決算比較）における予算の段階で総支出 101,423 千円のうち、予備費計上額が 39,048 千円となっており総支出に占める割合が 38%にもなっている。通常の予算で予備費がこのような割合を占めることはない。しかも予備費以外の千円未満は「000」というラウンドな数値となっており、予算策定上、明らかに予備費で収支を一致させているものと判断せざるを得ない。

■ 補助金の要否と必要額の算定

平成 26 年 4 月 1 日付けの厚生労働省職業能力開発局の通知、「平成 26 年職業能力開発校設備整備等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準等に係る留意事項について」第 1・2・（二）において、以下の記述がある。

・ 収益事業の取扱いについて

「未就職卒業者等を受け入れて訓練を実施した結果、収益が得られることも想定されるところ、多額の収益が得られた事業まで補助対象とするものではないこと（未就職速業者等本人の費用負担について、総費用や他訓練受講生の受講料の例えば 3 分の 1 以下にする等、各都道府県において独自の補助基準を定めることが考えられる）」

この場合の収益とは「収入（収益）－支出（費用）＝利益」、いわゆる純額としての利益額を指す。前掲の収支決算書の概略は以下のとおりである。

科目	金額（千円）
繰越金	40,911

入学金	4,420
訓練生負担金	39,000
補助金	13,100
その他収入	741
収入計	98,172
補助対象経費	32,170
補助対象外経費	26,112
支出計	58,282
次期繰越	39,890

収支決算書において前期からの繰越金が 40,911 千円、次期への繰越金が 39,890 千円となっている。

繰越金の残額について鹿児島観光技能訓練協会の回答は「建物が古くなり、補修や建替え等に資金が必要であり、蓄えている」とのことであるが、この補助金は運営補助金であり、施設整備（修繕費）は補助対象外経費として計上されているとはいえ、当年度収入額、支出額に比較して翌年度への繰越金が多額であると言わざるを得ず、訓練生の負担金や補助金のあり方を検討すべきである。

同じ補助金対象となっている他の訓練校と比較した場合、内部留保が突出して多額であり、13,100 千円の補助金がなくても十分に運営可能な内部留保額である。更には、現状で述べたように、平成 27 年 12 月 8 日に「平成 27 年度認定訓練助成事業費補助金の第 2 回概算払については概算払を必要としない届出」が出されており、資金的に困窮しているという状況にはないと判断できる。

補助金の目的である「特定の事業を行う者に対し、その事業の遂行を育成助長するために公益上必要があると認めた場合に交付するもの、あるいは、一定の事業行為等の奨励のため交付するため」ということに鑑みる時、多額の繰越金が残っている事業に関しては相応の補助金であるべきであり、更なる減額や返還の措置も考慮すべきである。

平成 26 年の会計検査院の検査でも同様の指摘がなされたということであるが、厚生労働省の定めた補助金であり、鹿児島県としては補助金算定基準に準拠して交付しているため事務手続上の問題は生じないという考えもあると思われる。しかし、補助金の源泉が国民・県民の貴重な税金ということや効率的な補助金交付、補助金と効果の最大なる有効性等を勘案した場合、無駄のない適正な補助金を交付すべきでなかろうかという疑問が生じる。

c. 改善案

■ 補助金の返還

前述の厚生労働省の通知の「収益事業の取扱い」は以下のように定めている。

「未就職卒業者等を受け入れて訓練を実施した結果、収益が得られることも想定されるところ、多額の収益が得られた事業まで補助対象とするものでは無いこと（未就職卒業者等本人の費用負担について、総費用や他訓練受講生の受講料の例えば3分の1以下にする等、各都道府県において独自の補助基準を定めることが考えられる）」

この通知に照らして検討した場合、16,242千円から13,100千円に減額されたとはいえ、多額の収益が得られていないか、当年度収入額、支出額に比較して適正な繰越額といえるかといった検討を行った上で、補助金の返還を含めた訓練生の負担金や補助金のあり方を検討すべきである。

そのことによって適正、的確、公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、より有効的、効率的、経済的な補助金制度の活用が図られるはずである。

■ 生徒の授業料の減額

補助金の交付が、厚生労働省の制度運用上「適正」と判断されているのであれば特に生徒からの授業料（年間60万円、入学金13万円）を減額し、生徒の負担を減らすべきである。

このことによって鹿児島のホテル業界で働くものが少ない負担でスキルアップしていくということが可能となる。そのことによって雇用が確保され、新規高卒者等の県外流出がくい止められ、地域がより活性化していくことにつながるようになる。

V. 外部監査人の所感

今回の監査は、「かごしま将来ビジョン」の「新時代に対応した戦略的な産業おこし」のうち「新産業戦略の展開」と「誰もが働ける環境づくり」のうち「ふるさとでいきいきと働ける環境づくり」という基本目標を達成するための産業・雇用施策に関する事業を対象とした。本項では全般的な観点から所感をまとめた。

1. 鹿児島県の産業・雇用に関する課題

「Ⅱ.鹿児島県の産業・雇用の状況」で掲げたとおり、鹿児島県の産業・雇用を取り巻く状況は以下のとおりである。

- ・ 県全体の人口減と少子高齢化が進行していること
- ・ 一人あたりの県民所得が平成 25 年度では全国で 45 位と低迷していること
- ・ 有効求人倍率が 1.0 を超えたものの依然として全国平均より低いこと
- ・ 新規高卒者の県外就職率が高いなど若年層の働き手が減少していること

鹿児島県の労働者全般にとって県外に比べ所得水準が低く、就職先の選択肢も狭いことから、雇用環境が整っているとは言えない。特に県外流出する若年層に対しては県内での就職に魅力を感じるような職場、高齢化社会の中で増加する高齢者に対してはいきいきと働ける職場を創り出すことが課題である。

2. 産業・雇用に関する事業への提言

「1.5 (1) 監査の目的」で記載したとおり、包括外部監査は合規性のみならず合理性、すなわち有効性（目的にかなっているか）、効率性（よりよい成果が上がる方法で行っているかどうか）、経済性（無駄な経費を使っていないかどうか）の観点からも、県の事業を検討してきた。いわゆる 3E の観点から提言したい。

(1) 事業の見直しを含めた検証の必要性

県は産業振興と雇用環境の改善のために様々な事業を行っているが、昨今、県の産業雇用を取り巻く環境は変化しており、事業開始時と同一の状況にはない。そのため継続事業については内容が目的に適っているかの検証が常に必要となってくる。PDCAサイクルの観点から、事業の見直しを継続して行う必要がある。その上で事業目的にそった成果が得られない、費用対効果が得られない、あるいは事業そのものの必要性がなくなった事業については、廃止を含めた検討を実施

しなければならない。

このことは今回の監査対象としなかった事業についても、同様である。

そのためにも事業ごとにその成果を明らかにし、常に検証・評価していく姿勢が求められる。例えば、県が公表している「主要政策の成果に関する調書」では、企業立地協定件数など事業の成果も記載されているが、特定の事業と企業立地という成果の関連は明らかにされていない。個々の事業と企業立地の関連性を明らかにし、その有効性を検証していくことで、施策の実現につながるものと考ええる。

(2) 事業範囲の拡大を含めた見直しの必要性

県の事業には特定の業種・企業のみが対象となるものがある。たとえば、企業立地促進補助金事業は補助対象が設備投資額に限られているため、製造業の工場の新設・増設がその対象になることが多い。

県が実施する事業はその事業目的から重点業種や特定の範囲に絞ることも認められるが、産業振興・雇用創出に資するためには、範囲はできる限り拡大すべきである。たとえば、熊本県では設備投資額に限らず、事業所賃借料や専用通信回線使用料等の経費が企業立地促進補助金の対象となっている。鹿児島県でも企業立地補助金の対象範囲の拡大を含む見直しを実施し、雇用の拡大・維持につなげるべきである。

県が実施する事業は、同様の観点から範囲を見直すことで、事業目的をさらに効率的に達成できると考える。

(3) 県の保有する財産の有効活用の必要性

県の保有する財産は県の施策・事業目的にそって活用されるべきものである。しかし、個別意見で記載したとおり、約 60 億円の造成費で開発し平成 16 年度から分譲を開始した鹿児島臨空団地は約 8 割が未分譲のままである。また、平成 4 年度末に解散した鹿児島開発事業団の剰余金を活用した臨海環境整備基金残高は、約 47 億円のうち約 43 億円は利用方法が決まっていない。このような重要な財産を長年に亘って有効活用できなかったことは、経済性の観点から県民の厳しい批判を受けざるを得ないと考えられる。事業目的の範囲内で有効活用できないのであれば、条例・要綱の見直しも視野に入れ、産業振興・雇用創出を実現できる事業目的に変更すべきである。

他にもこのように有効活用されていない土地、基金等の財産の有無を早急に点検し、今後の活用方法について迅速な意思決定をはかるべきである。

3. 最後に

産業雇用施策に関する事務の執行について当監査報告書で記載した事項を迅速に実行し、PDCAサイクルの観点から事業の見直しを継続して行うことで、さらなる産業振興、雇用創出及び雇用環境の改善を期待する。

以上

VI. 巻末資料～その他の監査対象事業の概要

監査対象とした事業のうち、特に問題点のない事業についての概要は以下のとおりである。

1. 発電用施設周辺地域振興基金造成事業(No.7)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 56 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	電源地域への企業の導入及び産業の活性化のための措置に要する費用の財源に充てるため、基金造成を行う。					
根拠法令等	県発電用施設周辺地域振興基金条例					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			0	0	491, 196
	決算			0	0	491, 195
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	491, 195	0	491, 195	
	節内訳	負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	491, 195	491, 195	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
積立金	発電用施設周辺地域振興基金への積立（貸付基金から）	発電用施設周辺地域貸付基金の事業計画変更に伴う繰替運用	公金振替	490,000
	鹿児島県発電用施設周辺地域振興基金運用益の同基金への積立	定期預金運用による利息収入が歳入（財産収入）に計上されており、同額が基金積立として歳出に計上	公金振替	1,195
	計			491,195

2. 重点業種広域連携事業(No.9)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 14 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ③ 重点業種の振興					
事業の目的	本県の重点産業分野である自動車・電子・食品について、九州内における広域的連携組織に参画することを通じて、本県企業の振興を図る。					
根拠法令等	-					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			1,707	1,734	1,733
	決算			1,566	1,501	1,671
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	1,671	1,671	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		722	0	949	1,671	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助金及び交付金

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
広域的連携組織の負担金	広域的連携組織の協議会負担金	九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会他	722
計			722

2) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
旅費	出張旅費他	広域的連携組織体会議の出張旅費他	県職員 7 名	946
その他	需用費			3
	計			949

3. 下請企業振興事業(No.11)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 52 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ④ 地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	下請中小企業の下請取引の円滑化を推進することにより、下請中小企業の振興を図る。					
根拠法令等	下請中小企業振興法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			34,550	34,908	33,987
	決算			34,050	34,003	32,675
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	32,675	32,675	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		32,675	0	0	32,675	

(2) 事業費の内訳

1) 負担金補助及び負担金

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
下請企業振興事業補助金	下請企業の安定と振興を図るための事業に対する補助金	公益財団法人かごしま産業支援センター	32,675
計			32,675

4. 県内中小企業人材育成支援事業(No.13)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 25 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ③地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	県内製造業における若手社員及びその指導者を対象に、ものづくり意識の醸成やコミュニケーションスキル、コーチングスキル等を高めるための人材育成セミナーを開催し、県内中小製造業の体質強化と若年労働者の職場定着等を図る。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			2,000	1,712	1,712
	決算			1,480	1,670	1,680
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	1,680	1,680	
	節内訳	負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	1,598	82	1,680	

(2) 事業費の概要

1) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
「県内中小企業人材育成支援事業」業務委託	県内中小製造事業所の若手社員及び指導的立場にある者を対象とした人材育成セミナーを開催	公益財団法人 日本生産性本部	1,598
計			1,598

5. 鹿児島・神奈川ビジネスマッチング支援事業(No.14)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 25 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	神奈川県と鹿児島県の交流事業の一環として、神奈川県の工業見本市に鹿児島県ブースを設置し、県内製造業者の参加を支援する。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			0	2,477	1,682
	決算			0	2,166	1,563
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	1,563	1,563	
	節内訳	負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	1,283	280	1,563	

(2) 事業費の概要

1) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
鹿児島・神奈川ビジネスマッチング支援事業	神奈川県主催の工業見本市であるテクニカルショウヨコハマに本県企業ブースを出展	公益財団法人かごしま産業支援センター	1,283
計			1,283

6. 若年者就業促進対策事業(No.17)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 49 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6 (1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ②多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保					
事業の目的	県内企業と高校等就職指導担当者との情報交換会の開催や高校生及び高校就職指導担当者による県内企業見学会、鹿児島魅力企業に会える！合同企業説明会を実施することにより、県内就職の促進を図るとともに、企業説明会“鹿児島で働こう！”の開催により県外へ進学等した若者のUターン就職を促進し、県内企業の人材確保を図る。また、若年者の厳しい雇用環境の改善を図るため、きめ細やかな就職支援サービスを一元的に提供し、県の若年者に対する雇用対策の拠点テラライト」を管理運営する。施設として設置した「若者就職サポートセンター」及び「若者就職サポートセンター鹿屋サテライト」において若年者の雇用環境の改善を図る。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			13,568	14,232	12,730
	決算			12,988	13,181	12,150
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	12,150	12,150	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		722	1,367	10,061	12,150	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助金及び交付金

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
若年者就職サポートセンターの冷暖房負担金	冷暖房負担金(平成27年4月～平成28年3月分)月額45,355円	鹿児島商工会議所	544
鹿屋市産業支援センター施設維持管理費負担金(27年度分)	鹿屋市産業支援センター(若年者就職サポートセンター鹿屋サテライト)の施設維持管理の負担金	鹿屋市役所	177
計			722

2) 委託料

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
「鹿児島県若年者就職サポートセンター」管理運営業務委託	鹿児島県若年者就職サポートセンター及び鹿屋サテライトの平成27年度管理運営の委託	鹿児島商工会議所	755
「鹿児島県若年者就職サポートセンター」清掃管理業務委託	鹿児島県若年者就職サポートセンターの平成27年の清掃管理業務の委託	星光ビル管理(株)	324
その他			288
計			1,367

3) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額(千円)
使用料及び賃借料	「若者就職サポートセンター」賃貸借料(共益費を含む)	若年者就職サポートセンターの賃貸料(月額404,457円)	鹿児島商工会議所	4,853
	鹿児島魅力企業に会える! 合同企業説明会会場使用料	合同企業説明会の会場費	城山観光(株)	803
	県内企業と高校等就職指導担当者との情報交換会(7/6)に伴う会場使用料	情報交換会の会場費	城山観光(株)	324
	鹿児島県若者就職サポートセンター業務用パソコン賃貸借料	PCの使用料(月額11,880円)	(株)エム・エム・シー	142
	その他	高等学校の県内企業見学会などがある		1,935
	小計			8,059
その他	需用費、役務費等			2,003
	計			10,061

7. ふるさと人材確保事業(No.18)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	平成 18 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ②多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保					
事業の目的	UIターン希望者の県内就職を促進し、県内企業の人材確保や県内産業の振興を図る。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			6,865	7,528	6,042
	決算			6,172	6,835	5,659
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	3,000	2,659	5,659	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	5,659	5,659	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
報酬	非常勤職員報酬	2名分の報酬	非常勤職員	3,156
旅費	打ち合わせ会議旅費他		県職員他	716
その他	使用料及び賃借料など			1,786
	計			5,659

8. 障害者雇用促進事業(No.19)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	平成 19 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ②多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保					
事業の目的	県民一般、特に事業主に対し、障害者の雇用についての理解を深めるための啓発等を行い、障害者の雇用の促進を図る。					
根拠法令等	障害者雇用促進法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			8,940	12,287	12,436
	決算			8,132	11,172	11,683
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金		その他特定 財源	一般財源	合計
		0		0	11,683	11,683
	節内訳	負担金補助金 及び交付金		委託料	その他	合計
		27		4,223	7,432	11,683

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助金及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
南日本新聞広告協賛金	9月障害者雇用支援月間に関する南日本新聞の一面広告に対する広告協賛金		27
計			27

2) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額(千円)
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	あまみ障害者就業・生活支援センター管区にて障害者雇用経験のない事業主に、障害者の短期雇用を体験してもらう事業。	社会福祉法人三環舎	100
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をくまげ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人暁星会	223
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をなんさつ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人敬和会	418
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をおおすみ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人天上会	984
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をあいらいさ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人真奉会	646
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をかごしま障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	1,502
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をほくさつ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	346
計			4,223

3) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額(千円)
報酬	障害者就業開拓推進員	障害者就業開拓推進員による求人情報開拓に対する報酬。	障害者就業開拓推進員3名	4,749
	小計			4,749
その他				2,682
	計			7,432

9. 技能向上促進事業(No.22)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 34 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1)ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ⑤ 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	鹿児島県職業能力開発協会が行う各種講習会及び技能検定試験実施等に要する経費の補助を行うとともに、熟練技能者が技を競い合う「かごしま技能競技大会」を開催し、労働者の技能の向上を図る。					
根拠法令等	雇用保険法施行規則、職業能力開発促進法等					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目	職業訓練総務費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			27,436	26,543	33,398
	決算			27,311	26,439	33,306
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金		その他特定 財源	一般財源	合計
		15,802		0	17,504	33,306
	節内訳	負担金補助及 び交付金		委託料	その他	合計
33,004		100	202	33,306		

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
補助金	技能向上促進事業補助金	鹿児島県職業能力開発協会	31,604
負担金	かごしま技能競技大会負担金	鹿児島県職業能力開発協会内	500
		かごしま技能協議大会実行委員会	
		鹿児島県職業能力開発協会内 鹿児島県技能祭実行委員会	900
合計			33,004

2) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
平成 27 年度技能者講習会 委託契約			100

10. 職業能力開発校施設整備事業(No.23)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 21 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ③ 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	県立高等技術専門校において、必要な実習場の整備及び維持補修を行う。					
根拠法令等	職業能力開発促進法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目	職業能力開発校費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			12,779	19,289	20,793
	決算			11,424	11,080	18,655
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		1,725	7,335	9,594	18,655	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	286	18,369	18,655	

(2) 事業費の概要

1) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
宮之城高等技術専門校寄宿舎屋根 防水補修工事実施設計 (食事棟)	屋根防水補修工事実施設計		286

2) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
工事請負費	吹上高等技術専門校 渡り廊下補修工事	渡り廊下補修工事	(株)つばめ 機動建設	7,335
	宮之城高等技術専門 校寄宿舎屋根防水補 修工事 (食堂他)	寄宿舎屋根防水補修工 事	(株)南防	3,450
	小計			10,786

その他				7,582
	計			18,369

11. 職業能力開発校設備整備事業(No.24)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 43 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6 (1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ③ 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	県立高等技術専門校において、職業訓練に必要な機械器具の整備を行う。					
根拠法令等	職業能力開発促進法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目	職業能力開発校費
事業費推移 (千円)			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	予算 (最終)		49,662	8,933	9,662	
	決算		49,121	8,861	9,598	
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		4,560	0	5,037	9,598	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	9,598	9,598	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
備品購入費	パーソナルコンピュータ (サーバほか)	宮之城高等技術専門校のサーバ	(株)エム・エム・シー	2,376
	角のみ盤	宮之城高等技術専門校で授業に使用する角のみ盤	前田機工(株)	1,706
	その他			1,239
	小計			5,322
使用料	メカトロニクス科 数値制御旋盤システム一式リース料	始良高等技術専門校で使用している数値制御旋盤システム一式リース料	三菱電機クレジット(株)	2,608
	メカトロニクス科 マシニングセンターシステム一式リース料	始良高等技術専門校で使用しているマシニングセンターシステム一式リース料	東京センチュリーリース	1,323
	CAD システムリース料	宮之城高等技術専門校で使用している CAD システムリース料	南日本マイクロコンピュータ(株)	344
	小計			4,276
	計			9,598